

# 新型コロナワクチン

## 1月の接種について

12月より医療従事者の方への新型コロナワクチンの追加(3回目)接種が始まっています。追加接種は、2回目接種完了日から原則8か月以上経過した方が対象となるため、一般の方への接種は令和4年2月頃から本格化する見込みです。市では市民の皆さんがスムーズに予約できるよう、接種券の分散発送、予約枠の確保などを行います。

※掲載内容は12月14日時点のものです。変更となる場合もありますので、市ホームページなどで最新の情報をご確認ください

問合せ 市コロナワクチン接種コールセンター ☎0570・02・5672

### ■追加(3回目)接種について

接種券が届いた方は、2回目接種完了日から8か月以降の日にちで順次予約を行うことができます。予約方法については、接種券に同封するお知らせや市ホームページをご確認ください。

**対象** 2回目の接種完了日から原則8か月以上経過している方で、接種日時時点で18歳以上の方

**接種の流れ** ①市から接種券が届く②接種場所を予約する③接種を受ける

**接種券の発送** 2回目接種完了日から8か月经過する概ね2週間前に発送予定です。接種券は予診票と一体式となります。

#### 1月の追加接種実施医療機関

	医療機関名	所在地
1	関越病院	脚折145-1
2	鶴ヶ島池ノ台病院	脚折1440-2
3	鶴ヶ島在宅医療診療所	高倉772-1
4	厚友クリニック	五味ヶ谷230-7

※上記の他、坂戸市の医療機関でも接種が可能です。

詳細は市ホームページをご覧ください



詳細はこちら

### ■初回(1・2回目)接種について

接種希望にもかかわらず、まだ接種できていない方は、市コールセンターへご連絡ください。なお、追加接種の期限は令和4年9月30日までとなるため、3回目までの接種を希望される方は、令和4年の1月中旬に2回目の接種を完了する必要がありますので、計画的な接種をお願いします。

### ■鶴ヶ島市へ転入された方へ

新型コロナワクチンを接種する際には、住民票のある市区町村が発行する「接種券」が必要です。下記の①、②に当てはまる場合で、ワクチン接種を希望する転入者には、市の接種券を発行しますので、接種済証をお手元にご用意の上、ご申請ください。

#### ①追加(3回目)接種

転入前の市区町村で1・2回目を接種済の接種日時時点で18歳以上の方

#### ②初回(1・2回目)接種

接種日時時点で12歳以上の方で、転入前の市区町村で1回目のみ接種済で、2回目は未接種の方や一度も接種していない方

※転入後に12歳になる方は、誕生日の前月に順次接種券を発送しますので申請は不要です。

#### ■申請方法

- ①電話の場合 市コールセンターへ
- ②来所の場合 鶴ヶ島市保健センターへ(鶴ヶ島市脚折1922-10)
- ③WEBの場合 右の二次元コードからご申請ください。



### 連絡先 市コールセンター

☎0570・02・5672

FAX 227・3880

平日の9時～17時

### 鶴ヶ島市公式LINE

友だち登録をお願いします

市の情報のほか、新型コロナワクチン接種の予約・キャンセル募集に関するお知らせや、接種予約もできるので大変に便利です。



登録はこちら

### ワクチン接種証明書

ワクチンパスポート

#### ■新型コロナワクチン接種証明書とは

新型コロナワクチンを接種済の方が、海外渡航の際、渡航先への入国時を始め、日本への入国時・帰国時の待機期間に関する新たな措置を受ける際にも活用できるよう、接種の事実を公的に証明するものです。

国内において接種の記録を必要とする場合は、接種時に発行される「接種済証」または「接種記録書」をご利用ください。

#### ■接種証明のデジタル化について

令和3年12月20日よりスマートフォン上の専用アプリによる二次元コード付き接種証明書(電子版)の発行が開始されています。

※専用アプリでの電子申請にはマイナンバーカードによる本人確認が必要となります



詳細はこちら